

# 鳥取県職員用 TPOに合わせた服装基準ガイド

- 本ガイドは、県民や来庁者等の信頼、公務員としての品位を損なわないよう、節度があり、周囲の人を不快にさせない身なりを前提として、TPOに応じたドレスコードを設定するものである。
- 式典、行事等においては、来賓等の庁外の出席者のドレスコードに合わせることを基本とする。



令和7年5月1日



# 服装の可否に関する目安 (トップス)



高 ← フォーマル度による服装の基準 → 低

**DRESS CODE 1**  
式典への出席など  
一般的に正装が求められる場合

**DRESS CODE 2**  
会議や行事など  
庁外の方の目に触れる場合

**DRESS CODE 3**  
基本的に執務室内等のみで  
勤務する場合

◎…必ず着用 ○…着用可能 △…着用してもしなくてもよい。もしくは、条件付きで着用可能。×…着用不可

種別	DRESS CODE 1	DRESS CODE 2	DRESS CODE 3
ネクタイ	◎	△ ※ノーネクタイ可	△ ※ノーネクタイ可
ジャケット	◎	△ ※ノージャケット可	△ ※ノージャケット可
セーター・タートルネック	×	△ ※必要に応じて ジャケット着用	○
パーカー・トレーナー	×	×	△ ※県のPRに繋がるもの のみ可
Tシャツ	×	△ ※ジャケット着用の 場合のみ可	△ ※県のPRに繋がる もののみ可 (ジャケット着用の場合は無地or ワンポイントのものも可)
ポロシャツ	×	△ ※県のPRに繋がるもの or無地のものorワンポイントの のみ可	○
防寒着 (フリース、ダウン等)	×	×	○
ノースリーブ	×	△ ※ジャケット着用の 場合のみ可	△ ※過度な露出でなければ可
開襟シャツ	×	×	○



# 服装の可否に関する目安 (ボトムス、その他)



種別	DRESS CODE 1	DRESS CODE 2	DRESS CODE 3
スラックス・スカート	◎	○	○
チノパン	×	○	○
ワイドパンツ	△ ※セットアップのみ可	○	○
ジーンズ	×	×	×
スウェット	×	×	×
ハーフパンツ・ミニスカート (ショートパンツ含む)	×	×	×
革靴 (ローファー、スノーブーツ含む)	◎	○	○
スニーカー (ランニングシューズ含む)	×	△ ※華美なもの なければ可	○
パンプス	◎	○	○
サンダル (ヒールの有無問わず、 クロックス等も含む)	×	×	△ ※執務室内に限り可 ただし、来庁者がある際は 履き替えること

※1 上記の表における「DRESS CODE」は所属ごとに常に一律に規定するものではない(所属によってTPOに合わせた柔軟な対応とすること)

※2 いずれの「DRESS CODE」の場合に関しても、いわゆる正装(スーツ、ネクタイ)の着用を妨げるものではない

※3 ノースリーブ等の場合でも、肌の露出が大きいものについては不可とする

※4 議会对応時の服装は、別途議会の取り決めに従うこと

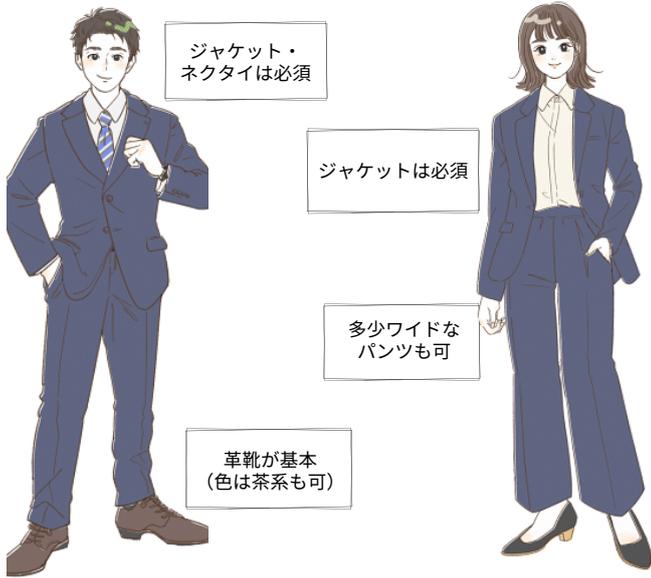
※5 イベントの性格上、統一的な服装が必要なときは、指定の服装を着用することができる

※6 その他作業服など、所属ごとに業務に必要な服装については適宜、所属長が判断し認めることとする

# 等級ごとの服装イメージ

## DRESS CODE 1

式典への出席など  
一般的に正装が  
求められる場合



## DRESS CODE 2

会議や行事など庁外の方の目に  
触れる場合



## DRESS CODE 3

基本的に執務室内等のみで勤務する場合

